

(環境委員会)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画を策定することとし、その実施の推進に必要な体制の整備を図るとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、京都議定書目標達成計画

政府は、「京都議定書」の約束を達成するため、京都議定書目標達成計画を定めるとともに、平成十六年及び平成十九年において、計画に定められた目標及び施策について検討を加え、必要に応じ変更することとする。

二、地球温暖化対策推進本部

内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本部を設置し、政府一丸となって地球温暖化対策を進める体制を整備することとする。

三、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活動推進員の活動に、いわゆる「地球温暖化対策診断」の実施の追加、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象に特定非営利活動法人の追加、地方公共団体・事業者・住民等からなる地球温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整備することとする。

四、森林等による吸収作用の保全等

森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に基づき、森林の整備等を推進することとする。

五、国内制度の在り方の検討

京都メカニズムの活用のための国内制度の在り方の検討に関する規定を整備することとする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。